

移住支援金対象確認 フローチャート

※日本国籍を有すること等のその他の要件もございますので、対象と思われる方は企画政策課までご連絡ください

申請期限：転入後 1 年以内

子育て世帯への加算は就職に関する要件を満たす場合のみ

